

北海道警察と札幌市児童相談所における連携強化に向けた取組

1 経緯

- 令和元年6月5日に発生した中央区2歳女児死亡事案を受けて、同年6月17日に北海道警察本部長と札幌市長が会談。
- 「児童虐待が疑われる事案の情報やリスク判断を共有、連携を深める」ことで一致。
- 翌7月から実務者協議を継続、合意に至る。令和2年10月13日に市内各警察署との連絡協議会を開催して以下の取組の周知、一層の連携強化を確認。

2 取組

(1) 警察から児童相談所への同行要請に対する即応体制の整備

- 児童相談所の虐待調査担当職員を15人増員して29人体制とした。
- 休日・夜間を含めた24時間、警察からの同行要請の対応や、児童虐待通告に伴う安全確認「48時間ルール」の徹底を図る。

<休日夜間の体制>

	平日	休日
8:45～17:15	通常業務	係長職2名、一般職2名、 休日夜間児童虐待対応支援員2名
17:15～21:30	係長職1名、一般職1名	
21:30～8:45	休日夜間児童虐待対応支援員2名（課長職が指示）	

※児童家庭支援センター（1か所） 平日：17:15～24:00、土日祝：8:45～24:00

(2) 警察と児童相談所における、より一層、確実な情報共有の徹底

- 各警察署では、児童虐待に係る通報を受理した際、児童相談所への取扱照会を徹底、24時間365日リアルタイムで通報内容や対応方針等の情報共有を行い、その後の児童相談所による安全確認・支援にいかしていく。
- 児童相談所では、虐待通告・相談により虐待等を把握した事案のうち、
 - ・子どもの被害状況が客観的に確認された重篤な事案
 - ・保護者が子どもの安全確認に抵抗を示す事案
 以上について、警察への即時の情報共有を徹底し、連携のうえ対応する。
- 市内警察署と児童相談所・区の関係職員を対象とし、外傷の評価に関する法医学研修を9月8日に合同実施、受傷原因等の共通認識を深めた。

※今後も、警察とは綿密な情報共有と定期的な連絡協議会等を通じて、強固な連携を構築し、子どもの安全確保に万全を期していく。